

建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格等  
に関する規程

平成23年4月1日告示第31号の2

改正

平成26年7月7日告示第69号

令和4年12月6日告示第123号の2

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、建設関連業務の委託契約を締結する場合における指名競争入札の参加者の資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「建設関連業務」とは、次に掲げる業務をいう。

- (1) 測量
- (2) 建築関係建設コンサルタント
- (3) 土木関係建設コンサルタント
- (4) 地質調査
- (5) 補償関係コンサルタント

(資格の審査)

第3条 建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札に参加しようとする者は、町長が別に定める競争入札等参加資格基準(以下「資格基準」という。)に係る審査(以下「資格審査」という。)を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の1第1項において準用する政令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(申請書の提出)

第4条 前条第1項の資格審査を受けようとする者は、町長が別に定め

る期間内に建設関連業務競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 前条第1項の資格審査を受けようとする者で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める事由の生じた都度申請書を提出することができる。

(1) 前項の申請書の提出期間の初日以後において、新たに資格基準を具備するに至った者

(2) 建設関連業務競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていた者から営業又は事業の全部又は一部を承継した者

(3) 営業又は事業の一部を譲渡した者

(4) 第8条第2号の規定により資格を失った後、新たに法令の規定による登録を受けた者

(5) 第9条第1項の規定に基づき資格を取り消された場合において、当該取り消された資格に係る名簿の有効期間が満了した者

（資格基準等の公示）

第5条 町長は、第3条第1項の資格基準を定めたとき、及び前条第1項の申請書の提出期間を定めたときは、これを公示するものとする。

（名簿の作成及び通知）

第6条 町長は、第3条第1項の資格審査を行ったときは、資格基準に適合すると認める者（以下「資格者」という。）につき名簿を作成し、又はこれに追加し、その結果を申請書を提出した者に通知するものとする。

（名簿の有効期間）

第7条 名簿の有効期間は、2会計年度とする。ただし、2会計年度経過後翌2会計年度に係る名簿が作成されるまでの間は、前2会計年度の名簿をもってこれに代えるものとする。

（資格の喪失）

第8条 資格者が次の各号のいずれかに該当する場合には、資格を失うものとする。

(1) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項の規定に該当するとき。

(2) 法令の規定により業務に関する登録を抹消されたとき。

（資格の取消し）

第9条 町長は、資格者が次の各号のいずれかに該当する場合には、資格を取り消すことができる。

(1) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の

4 第 2 項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 第 3 条第 2 項第 2 号に該当する者であることが判明した場合で極めて悪質であると町長が認めたとき。

(3) 第 4 条第 1 項の申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった場合で悪質であると町長が認めたとき。

2 町長は、前項の規定により資格者の資格を取り消したときは、直ちに当該資格者に通知するものとする。

(指名競争入札の参加者の指名)

第 10 条 町長は、指名競争入札の参加者を指名するときは、当該業務の資格者のうちから行うものとする。

(指名競争入札の参加者の指名の特例)

第 11 条 町長は、当該業務の性質、規模等に照らし、前条の規定によることが適当でないと認める場合は、名簿に登載された資格者以外の者を指名することができる。この場合において、当該資格者以外の者は、資格審査を受けなければならない。

(補則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この告示の施行の際、現に町営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程（昭和 59 年山田町告示第 66 号）第 4 条の定めにより提出されている町営建設工事請負資格審査申請書は、この告示の第 4 条に定める申請書とみなす。

附 則

この告示は、平成 26 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

1 この告示は、令和 4 年 12 月 6 日から施行する。

2 改正後のこの規程は、第 7 条に規定する名簿の有効期間の始期が令和 5 年 7 月 1 日以後である資格者から適用し、名簿の有効期間の終期が同日より前である資格者については、なお従前の例による。